

福祉施策の充実

国民健康保険財政の確立について

国民健康保険は、他の医療保険に比べて高齢者や低所得者を多く抱え、その財政基盤は極めて脆弱であり、その上、高齢社会の急速な進展等により医療費が増嵩を続け、大変厳しい財政運営を余儀なくされています。

このような状況の中、新たな高齢者医療制度の創設や、特定健診・特定保健指導の義務化などにより、医療費適正化への総合的な推進や、超高齢社会を展望した新たな医療制度体系の実現に向けた取組などが行われました。しかしながら、このことによって、国民健康保険における財政基盤が脆弱であるという構造的な問題が解決されるとは考えられません。

また、国民健康保険制度における保険給付費の負担は、国及び都道府県が 50%、保険料が 50%ですが、本市では国庫負担の充当率が極めて低く、一般会計からの繰入金により財源不足分を補っている状況にあり、後期高齢者医療制度の導入や前期高齢者医療制度による財政調整が行なわれることから一定の改善が見込まれるもの、国民健康保険財政は依然として厳しい状況にあります。

以上のことから、国民健康保険財政の長期安定化を図るため、次の事項について要請いたします。

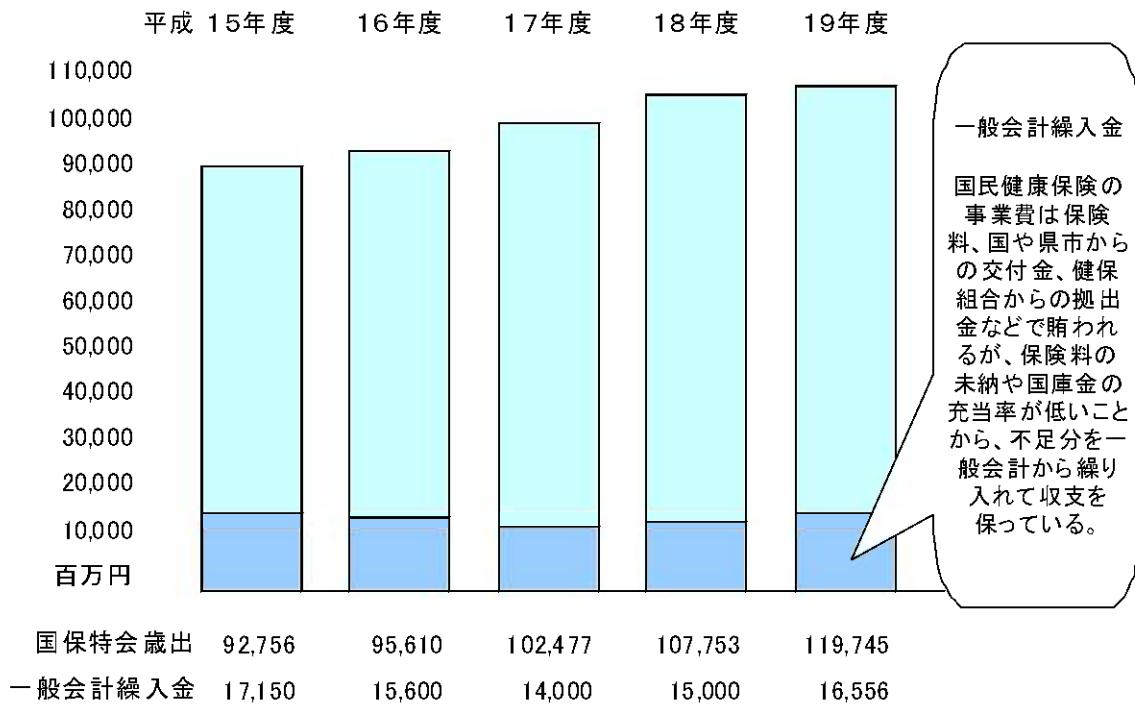
- 1 医療保険制度においては、最終的に制度の一本化を目指に推進することとし、一本化を図るまでの間、加入者の「年齢構成」及び「所得状況」を要因とする国民健康保険と被用者保険との制度間における財政格差を調整するしくみを導入すること。

- 2 本市は、普通調整交付金医療分について、平成19年度においては不交付となっているため、財政運営は大変厳しいものとなっている。よって、早急に現行の普通調整交付金の分配方法を見直すこと。
- 3 前期高齢者交付金等は国民健康保険財政に与える影響が大きいことから、その算定などに係る情報は早期に提供すること。

国民健康保険特別会計
事業費を明確化するため
特別会計で運営している。

国民健康保険特別会計に占める一般会計繰入金

(単位 百万円)



この要請文の担当課／健康福祉局地域福祉部保険年金課 TEL 044-200-2632

「介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」 推進のための措置について

川崎市では、地域の活力を活かした新しい福祉文化の創造を目指した「第3期川崎市介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」の着実な推進に向けた取組を行っているところであります。

計画の推進にあたりまして、特別養護老人ホーム等の介護保険関係施設に係る補助金につきましては、平成17年度から交付金化され、そのうち、広域型施設に対する交付金は、平成18年度から税源移譲により一般財源化されたところです。このような中で、小規模な特別養護老人ホーム等の地域密着型施設につきましては、交付金のままとなっております。

また、特別養護老人ホームの整備におきましては、一定程度の従来型多床室の整備等の地域の実情に応じた弾力的な介護基盤の整備が求められているところでございます。

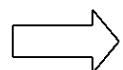
平成21年度から実施される「第4期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」におきましても、これらの介護基盤の整備の推進を図ることが、更なる地域の福祉力の向上につながるものでございます。

つきましては、次の事項について要請いたします。

- 1 地域密着型施設に対する交付金である地域介護・福祉空間整備等交付金についても税源移譲を行うこと。
- 2 従来型多床室整備等の地域の実情に応じた弾力的な介護基盤整備が進められるようにすること。

地域介護・福祉空間整備等交付金

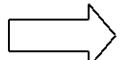
都道府県交付金



平成18年に制度廃止・一般財源化

広域型の施設の整備

市町村交付金



地域密着型サービス拠点等の
整備

① 地域介護・福祉空間整備交付金

・地域密着型サービス拠点等の整備

② 地域介護・福祉空間推進交付金

・地域密着型サービス拠点等の導入に必要な設備や
システムの整備

・高齢者と障害者・子どもとの共生型サービスの推進

③ 先進的事業支援特例交付金

・介護療養型医療施設から介護老人保健施設等への
施設転換

・既存特別養護老人ホームの個室・ユニット化改修

・緊急ショートステイ居室の整備 等

平成21年度からの

「第4期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」におきましても、

引き続き地域密着型施設の整備を図ってまいります。

この要請文の担当課／健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課 TEL 044-200-2633

後期高齢者医療制度の保険料軽減に伴う 財政措置について

後期高齢者医療制度は平成20年4月1日より75歳以上の高齢者を対象とした新たな医療保険制度として創設されたところです。

当該制度が給付する医療費の財源は原則として、国及び県・市からの公費が5割、他の医療保険からの支援金が4割、被保険者が負担する保険料が1割という構成とされております。

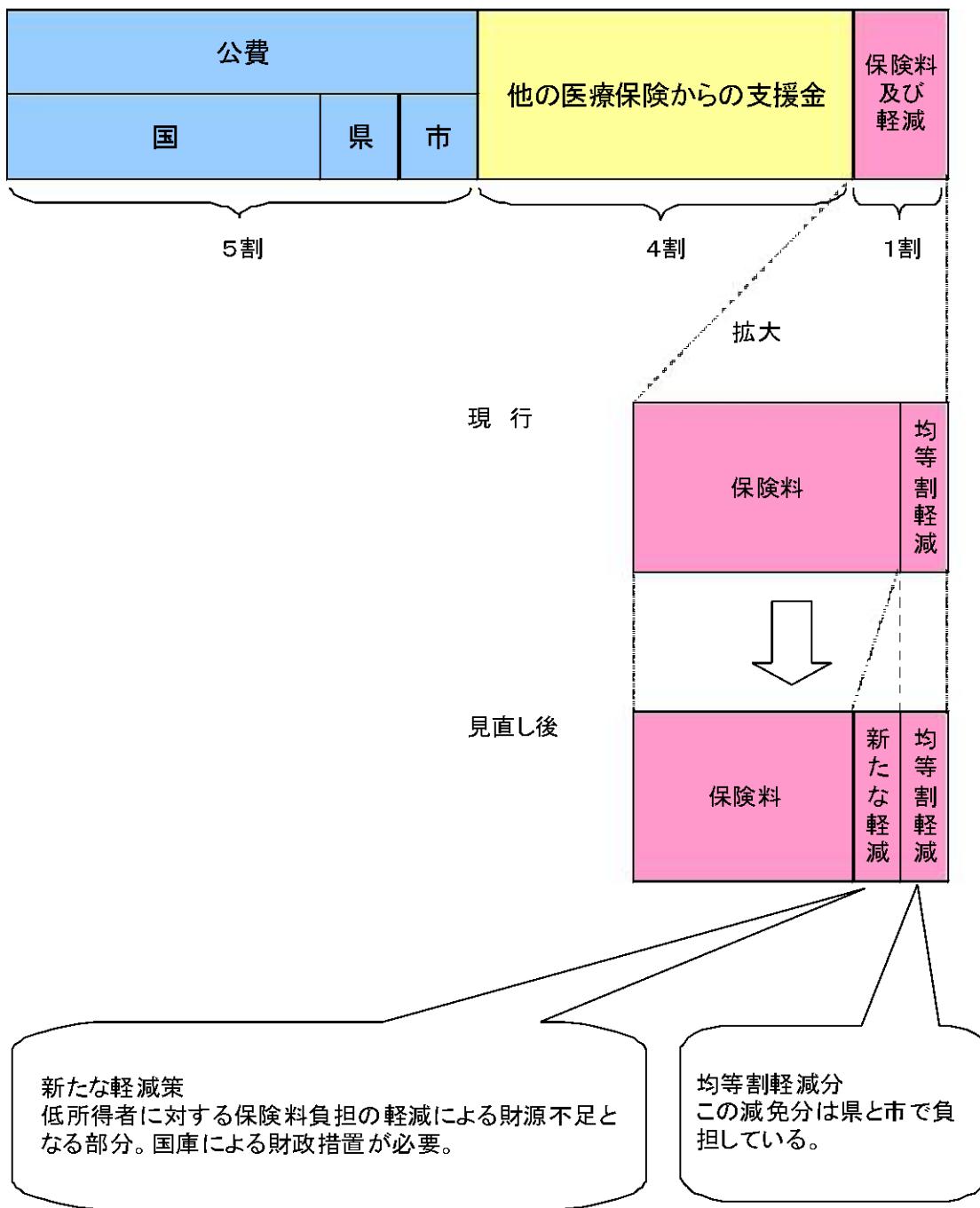
被保険者は原則75歳以上であることから、多くは年金以外に収入のない低所得者であり、保険料の負担が問題とされてきたところです。

現行の減免制度は均等割部分の保険料を世帯の所得に応じて段階的に2割、5割、7割を軽減するものですが、国においては、さらなる低所得者対策として、新たな保険料軽減措置を検討するとの考えを示しております。

今回の低所得者に対する保険料負担の軽減措置の拡充にあたっては、新たな地方負担を招かないよう、次の事項について要請いたします。

今回の低所得者の保険料負担軽減の見直しにあたっては、財源の不足分について、制度の拡充が新たな地方負担を招かないよう、全額国庫による財政措置を講ずること。また、情報の早期提供及び十分な準備期間を設けること。

後期高齢者医療制度における医療費の財源



この要請文の担当課／健康福祉局地域福祉部保険年金課 TEL 044-200-2632

障害者自立支援の円滑な推進に係る 財政措置等について

川崎市では、平成18年4月より施行された障害者自立支援法に基づいて「第1期川崎市障害福祉計画」を策定し、障害者自立支援法の着実な推進および地域生活支援に向けた基盤整備に取り組んできましたところです。また、障害者自立支援法は施行後3年を目途に抜本的な見直しが予定されております。

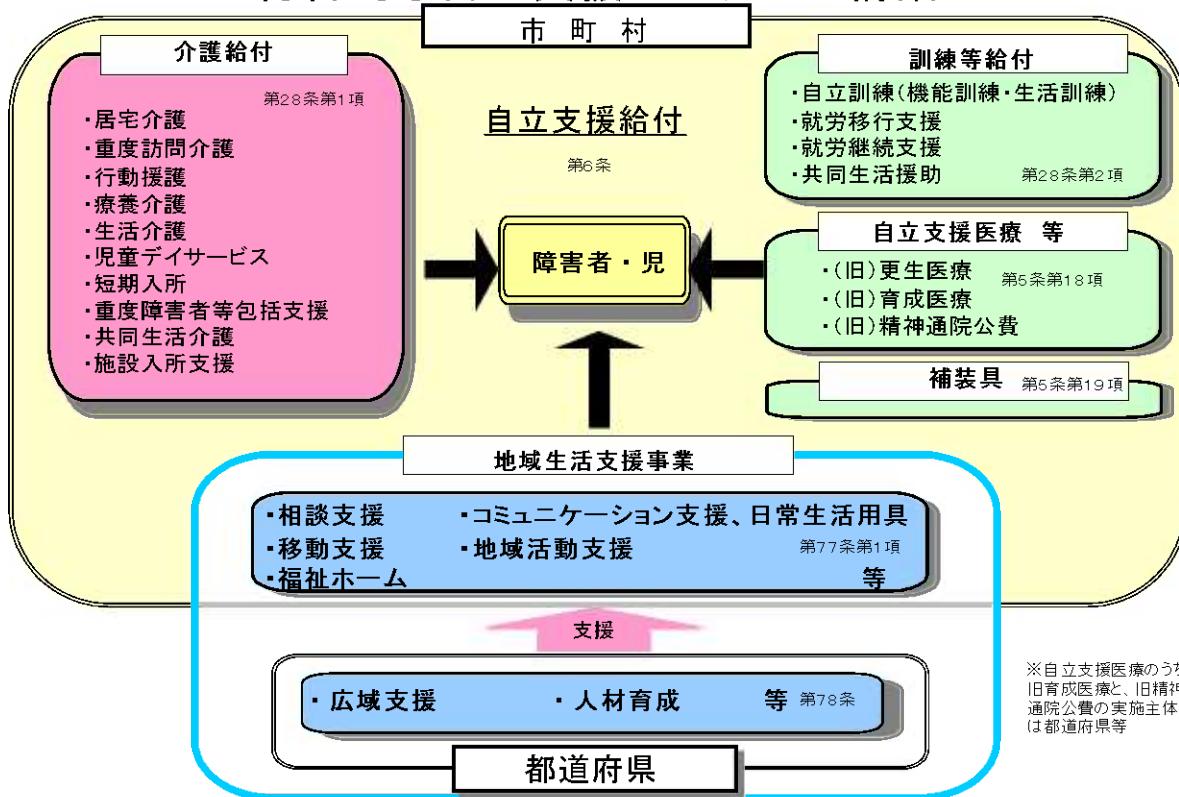
この間、国において「特別対策」や「緊急措置」が講じられ、事業者の経営安定化や利用者負担の軽減化がはかられたものの、一方で、制度は利用者や事業者にとってさらに複雑で分かりにくいものとなり、地方ではその運用上の対応を行ってまいりました。

また、障害者自立支援法における地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況やニーズに応じた柔軟な事業形態で市が自主的に実施できる事業であり、障害者が地域で生活するうえで必要不可欠な事業となっているものの、裁量的経費とされております。これまで本市では、地域生活支援事業の関連事業として数多くの独自事業を実施してまいりましたが、地域生活支援事業には、移動支援事業や日常生活用具給付等事業のように多大な費用を要する事業が多く含まれており、これらの事業を市民ニーズに的確に応えるよう継続して実施していくためには、相当額の財源を確保する必要があります。

つきましては、次の事項について要請いたします。

- 1 障害者自立支援法の見直しにあたっては、利用者や地方に新たな負担を招かないよう制度設計すること。また、情報の早期提供及び十分な準備期間を設けること。
- 2 地域生活支援事業について、現行のサービス水準の維持・拡充に必要な財政措置を講じること。

総合的な自立支援システムの構築



地域生活支援事業の大まかな財政状況

(百万円)

事 業	20 年度 予 算
相 談 支 援	289
コ ミ ュ ニ ケ シ オ ン 支 援	6
日 常 生 活 用 具	267
移 動 支 援	206
地 域 活 動 支 援 センター(※1)	844
訪 問 入 浴 サービス	46
社会参加促進推進	70
その他の事業(※2)	176
合 計	1,904

国庫補助金 474
県支出金 220
一般財源等 1,210

※ 1 基本事業については交付税措置対象

※ 2 障害児事業含む

この要請文の担当課／健康福祉局障害保健福祉部障害計画課 TEL 044-200-2675

小児救急医療体制等の拡充について

急速に進む少子高齢化や核家族化等にみられる市民生活の変化に伴い、医療を取り巻く環境が大きく変わり、特に小児科医の減少などによる小児救急医療体制の充実に向けた対策が求められています。

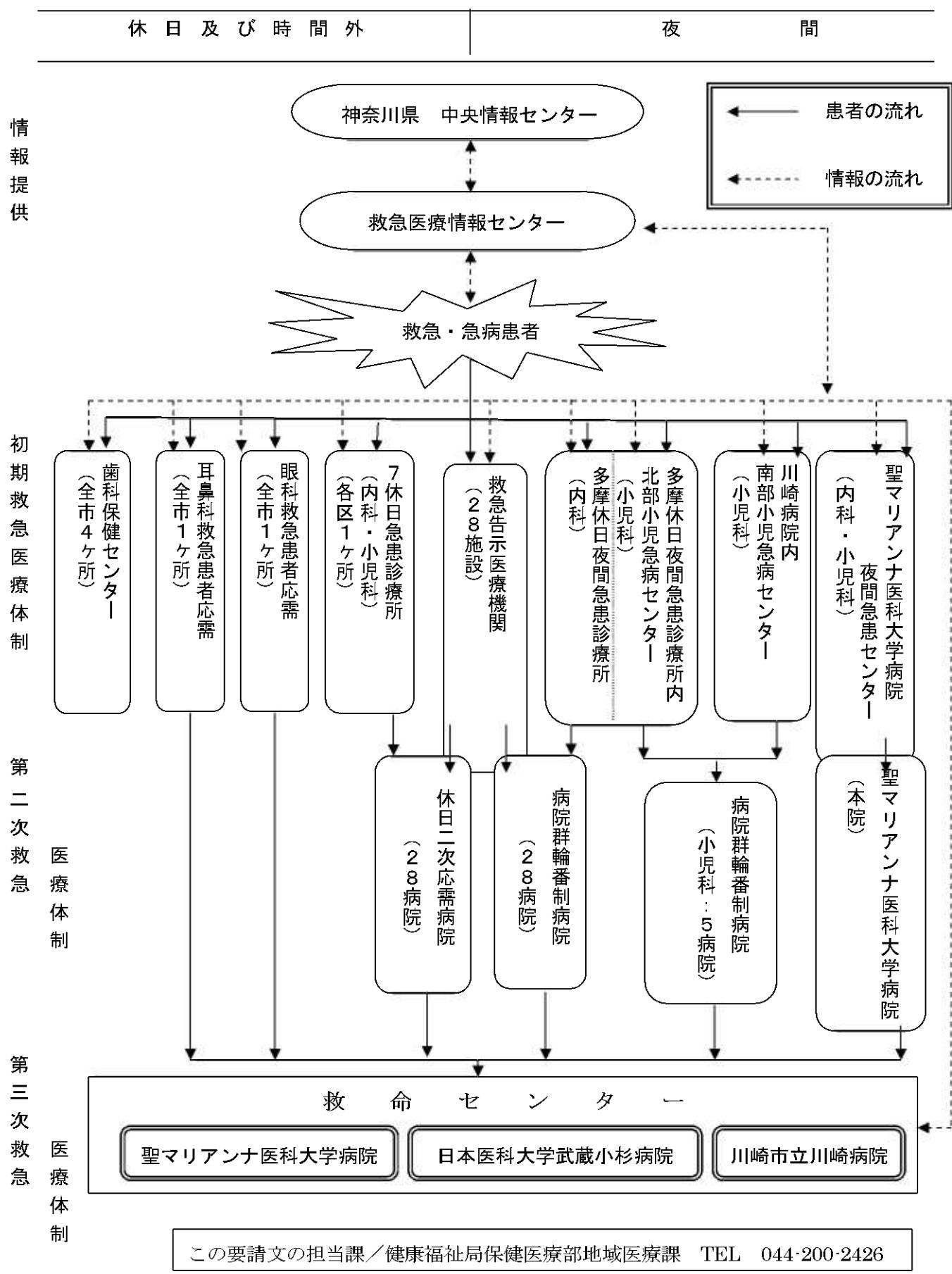
川崎市では、従来の休日急患診療所の診療に加え、平成14年度より市内南北2ヶ所に小児急病センターを開設し対応しているところですが、重篤な患者への対応を充実させるという点からN I C U（新生児集中管理室）の増床及び総合周産期母子医療センターの整備など、小児医療への市民ニーズはさらなる専門性を求め、止むところがありません。

また、小児医療の安定供給は小児科医の安定確保であるといえます。そのためには、小児医療の不採算を原因とする小児科部門の廃止・縮小を防ぐ必要があり、本市では、特に不採算性の高い休日や夜間の救急病院への補助等を行っております。しかしながら、現行の地方税財政制度では、これらの事業に要する財政負担に一地方自治体のみで対応するのは限界があります。

つきましては、小児救急医療体制が将来にわたって安定したものとなるよう、次の事項について要請いたします。

- 1 小児救急医療支援事業、N I C Uの運営及び総合周産期母子医療センターの整備・運営に対する財政措置の拡充を図ること。
- 2 小児救急医療を提供する自治体病院を経営する地方自治体に対する財政措置の拡充を図ること。
- 3 小児救急医療を確保するため、小児医療にかかる診療報酬を大幅に引き上げ、実態に即した適正な評価を行うこと。

川崎市救急医療体制体系図 (H20.4.1現在)



この要請文の担当課／健康福祉局保健医療部地域医療課 TEL 044-200-2426

ホームレス自立支援に対する 財政措置について

地域経済の長期低迷や産業構造の変化などを背景として、ホームレスに対する支援は都市部を中心に喫緊の課題となっております。

これに対し本市においては、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法及び国 の基本方針を踏まえ、緊急一時宿泊事業、自立支援センター事業及び巡回相談事業の充実や民間団体との連携・協力により、ホームレスの個々の事情に対応したきめ細かな自立支援を図っております。

また、特別措置法では自立支援等に関する施策について、総合的な施策を策定しこれを実施することは、国の責務とされています。

以上のことから、次のとおり要請いたします。

特別措置法及び国 の基本方針を踏まえ、ホームレスの自立支援施策を着実に推進できるよう、必要な財政措置を講ずること。

ホームレスの自立支援に関する取組

	国の取組	県の取組	本市の取組	市内ホームレス数
H14. 8	特別措置法の公布・施行 (～H24. 8月)			
H15. 1	全国実態調査			829人
H15. 7	↓ 基本方針の告示			1,038人
H16. 5			愛生寮設置(H21. 1閉所)	
H16. 7				1,028人
H16. 8		実施計画策定 (H16～20年度)		
H16. 10			第1期実施計画策定 (H16～20年度)	
H17. 7				938人
H18. 4			川崎市就労自立支援センター設置	
H18. 5			富士見生活づくり支援ホーム設置 (H23. 1閉所予定)	
H19. 1	(中間年見直し) ↓ 全国実態調査			848人
H20. 1			サテライト型設置	
H20. 4			グループホーム型設置	635人
H20. 7	↓ 新基本方針の告示	↓		
H21. 3		実施計画策定予定 (H21～24年度)	第2期実施計画策定予定 (H21～24年度)	

教 育 施 策 の 充 実

義務教育施設の整備推進について

川崎市では、校舎の老朽化等に伴い増大する施設整備に適切に対応し、安全で快適な教育環境を確保するため、義務教育施設の計画的な整備を進めています。

学校の改築については、東高津小学校、百合丘小学校の計2校を当面の改築校として着実に事業を進めることとしております。

また、喫緊の課題である学校の耐震化を促進するため、改築による耐震化手法から転換し、老朽化した校舎等の長寿命化を図るための大規模改造事業や耐震補強事業を計画的に進めることとしております。

さらに、快適な教育環境を確保するため、小中学校及び聾学校の普通教室の冷房設備やトイレの環境整備を進めることとしています。

つきましては、これらの施設整備に多大な事業費を要することから、次の事項について要請いたします。

- 1 校舎等新增改築事業について、計画事業量に見合う財政措置を講ずること。
- 2 耐震化促進事業について、計画事業量に見合う財政措置を講ずること。
- 3 普通教室の冷房設備やトイレの環境整備について、計画事業量に見合う財政措置を講ずること。
- 4 特別支援教育に対応する施設整備面での財政措置を講ずること。

校舎等改築事業計画

学校名	概算事業費	事業年度
東高津小学校	約25億円 (21年度 約9億円)	平成21～22年度
百合丘小学校	約30億円	平成22～23年度

大規模改造事業計画

学校名	概算事業費	事業着工年度
宮内小学校、上作延小学校、 大師中学校、西中原中学校 田島中学校	約91億円 (21年度 約35億円)	平成21年度～ 平成22年度
旭町小学校、大師小学校、 川中島小学校、東菅小学校	約44億円	平成22年度～ 平成23年度

耐震補強事業計画

平成20年度で単独耐震補強事業は完了し、大規模改造事業等で耐震性を確保する

普通教室冷房設備工事

校種	21年度	21年度事業費
中学校	直接施工21校	約30億円
小学校	PFI工事89校	
聾学校	PFI工事 1校	

トイレ環境改修工事

校種	21年度	21年度事業費
小学校	最大40校	約2億4千万円
中学校		

道路特定財源の一般財源化について

道路特定財源の暫定税率や地方道路整備臨時交付金制度が失効し、財源の確保の見通しが立たなくなつたため、平成20年度の道路関係事業の一部については執行を留保せざるを得なくなるなど、地方の行政運営に大きな混乱が生じました。

この間、暫定税率の復活や、平成21年度からの一般財源化の方針が閣議決定されるなど、道路特定財源をめぐる状況は大きく変化しております。

本市では、道路をはじめとする都市機能の整備が依然として必要であるとともに、少子高齢社会への対応、地球温暖化対策なども必要であることから、これらの財源の確保が重要であります。

このため、道路特定財源の一般財源化にあたっては、地方の財政運営に支障が生じることのないよう、次の事項について要請いたします。

- 1 地方の安定した行財政運営を確保するため、これまで地方に配分していた財源は、一般財源化後においても地方分として配分すること。
- 2 配分にあたっては、地方分権の理念に沿って、地方の実情に応じて自治体自らの責任と判断で財源の使途を決めることができるように税財源の移譲を進めること。また、その際、地方の意見を聞く機会を十分に設けること。
- 3 暫定税率の失効期間中に生じた地方の減収分については、国により確実に補てんする措置を早期に講じること。

平成 21 年度
国の予算編成に対する要請書

平成 20 年 6 月 発行

編集発行 川崎市財政局財政部資金課

川崎市川崎区宮本町 1 番地
電話 044(200)2434